

## 特別支援学級運営充実推進委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 特別支援学級運営充実検討委員会からの報告に基づき、徳島県の特別支援学級における一人ひとりの障がい特性や実態に応じた支援及びサポート体制充実に向けた取組が推進されるよう、進捗状況等の確認を行うため、特別支援学級運営充実推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 特別支援学級運営充実検討委員会からの報告に基づく取組の進捗状況等の確認
- (2) 特別支援学級の運営の改善・向上に向けた意見を述べること
- (3) その他前条の目的を達成するため、教育長が必要と認める事務

### (委員)

第3条 推進委員会の委員は、学校教育及び特別支援教育の関係者、障がい福祉関係者、学識経験のある者並びに特別支援学級卒業生及びその保護者の中から、徳島県教育委員会教育長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から同日の属する年度の末日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、推進委員会の会議の議長となる。
- 3 推進委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

### (会議の公開基準)

第6条 会議は、公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合その他委員長が必要と認める場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

### (庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、徳島県教育委員会特別支援教育課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月2日から施行する。
- 2 特別支援学級運営充実検討委員会 設置要綱（令和4年2月1日施行）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。